

## 山口銀行およびもみじ銀行のATMを利用されるお客様に適用される特約

この特約は、株式会社山口銀行（以下「山口銀行」といいます。）および株式会社もみじ銀行（以下「もみじ銀行」といいます。）のATMを利用されるお客様に適用される事項を定めるものです。

山口銀行およびもみじ銀行のATMを利用されるお客様は、振込規定、きたきゅうキャッシュカード規定、きたきゅう法人キャッシュカード規定に加え、この特約について確認し、同意したものと取り扱います。

この特約の規定が他の規定と異なる場合にはこの特約の規定が優先するものとし、また、この特約に定めのない事項については、他の規定が適用されるものとします。

この特約で使用する用語は、特に断りのない限り、振込規定、きたきゅうキャッシュカード規定、きたきゅう法人キャッシュカード規定と同一の意味を有するものとします。

### 1.（振込規定の特約）

山口銀行およびもみじ銀行のATMによる当行キャッシュカードでの当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、当行の振込規定により取り扱います。

### 2.（きたきゅうキャッシュカード規定の特約）

- (1) 山口銀行およびもみじ銀行のATMを使用して当行所定のすべてのATM取引を利用することができます。
- (2) カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が山口銀行およびもみじ銀行のATMで使用された場合にも行うことができます。（通帳繰越は除きます。）

### 3.（きたきゅう法人キャッシュカード規定の特約）

- (1) 山口銀行およびもみじ銀行のATMを使用して当行所定のすべてのATM取引を利用することができます。
- (2) カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が山口銀行およびもみじ銀行のATMで使用された場合にも行うことができます。（通帳繰越は除きます。）

以 上

(2019年10月1日現在)

## ICキャッシュカード特約

### 1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、きたきゆうキャッシュカード規定およびきたきゆう法人キャッシュカード規定（以下、「キャッシュカード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては、キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、キャッシュカード規定の定義に従います。

### 2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATMを利用する場合に、提供されます。

### 3. (ICキャッシュカードの利用)

キャッシュカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができないATMを設置している場合があります。この場合、当該ATMでは、ICチップの提供機能を利用しない取引を行います。

### 4. (ATMの故障時の取扱い)

ATMの故障時には、ICチップ提供機能のご利用はできません。

### 5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ATMにおいてICチップを読取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ATMにおいてICチップを読取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。この場合、当行所定の手数料をいただく場合があります。

### 6. (手数料)

- (1) ICキャッシュカードの発行にあたり、盗難・紛失等による再発行の場合を除いて新規発行手数料および更新手数料はいただきません。なお、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、新規発行手数料および更新手数料の取扱を変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019年10月1日現在)